

## 安全対策連絡協議会開催報告

### 1 式次第等

- (1) 日時 : 2017年8月28日(月) 17:00~18:00
- (2) 場所 : 日本貿易振興機構(ジェトロ)ヨハネスブルグ事務所
- (3) 出席者 : 日本大使館、日本人会安全対策委員、南ア日本商工会議所、日本人学校、JETRO、JICA等全20名
- (4) 議題 : 司会: 藤岡・安全対策委員長
  - 安全対策連絡協議会の趣旨説明及びご挨拶(川口公使)
  - 最近の邦人被害の状況(大使館)
  - 安全の手引き改訂に伴う変更事項説明(大使館)
  - 質疑応答

### 2 川口次席公使ご挨拶内容

- 本日ご多忙の中で安全対策連絡協議会にご出席いただき、また日本人会のご手配に対して感謝申し上げます。安全対策連絡協議会は、日本政府としても現地の日本大使館と在留邦人との安全対策を議論する場として重要視している。また、年1回(2月頃)の緊急連絡網訓練でもご協力いただき感謝。
- 安全対策面での当館取り組みとして、デモや犯罪被害等についての安全に関する情報を領事メールで配信するとともに、年に2回ヨハネスブルグ日本人学校にて「安全講習会」を開催し、また個別ブリーフィングを実施しているのでご活用願いたい。
- 今年度より、日本人学校の安全対策強化のための政府援助(98%政府補助)を実施し、現在日本人学校の外周整備、校舎のバーグラバー及び窓の設置、門衛所の設置、扉強化等の工事をフェーズ4まで実施している。
- 今後とも安全に関して問題あれば当館の領事・警備班にご連絡いただきたい。

### 3 最近の邦人被害の状況(日本大使館説明)

- 凶悪犯罪の発生が2012年以降増加している。
- 殺人が高水準で発生しているほか、在留邦人や旅行者にとって身近な脅威となる武装強盗も頻発しており、治安情勢は厳しい状態が続いている。
- 特にカージャックの発生が毎年1000件以上増加しており、車移動を基本とする南アにおいては大きな脅威となっている。更に、南アでの犯罪の特徴として、小銃を始めとした銃器が頻繁に使用されることが挙げられる。日本とは比べものにならない数の銃器が毎年押収されており、誰が銃器を持っているか分からないという危機意識が必要。
- カージャックは、その半数がハウテン州で発生し、続いてクワズールナタール州、西ケープ州となっており、その3州で全体の8割を占めている。現在、O.R.タンボ国際空港を

起点とする追尾強盗が社会問題化しており、南ア政府もこの問題を重大視し、空港内外のパトロールを強化するなど対策を強化している。状況が改善することを期待したい。

●本年上半期の邦人の犯罪被害は17件報告されており、前年同期と同数となっている。手口別に発生状況を分析すると、置引きや車上ねらいといった窃盗が減少した一方で、強盗（未遂を含む。）が増加している。

最近の被害例としては、留守宅を狙った侵入窃盗、車両で帰宅したタイミングを狙った拳銃使用の強盗、ショッピングモール駐車場での車上ねらい等がある。また、7月には、ATMで現金を引き出そうとした際に犯人グループから話しかけられ、暗証番号を盗み見られるなどして、その後、カードが不正使用されるという被害が発生している。ATM利用中に見知らぬ人に話しかけられた場合は、直ちに取引を中止する必要がある。

これら犯罪被害は、他国外交団や芸能人などにも及んでおり、犯罪は、ターゲット・時間・場所を選ばずに発生している。

●最新の情報として、N12ハイウェイのThe Golden HighwayとLenasia間で置き石や投石によって通行車両を止め、強盗に及ぶ手口が頻発している。特に夜間は危険性が高いので、可能な限り同路線を避けるなどの工夫が必要。

●テロ情勢については、現時点具体的な脅威情報には接していない。しかしながら、ISILが紛争地帯での拠点を失いつつあって、過激思想を持つ戦闘員が自国に帰国するなど今後は情勢が大きく変化していく可能性もあり、常に最新の情報に注意を払う必要がある。

#### 4 安全の手引きの改訂についての説明（日本大使館説明）

●当館は、毎年在留邦人向けに「安全の手引き」を改定し、当館ウェブサイトに掲載している。まだ、この手引きをご覧になっていない方や着任される方は、是非目を通してほしい。緊急事態発生時の重要な情報、住居を選定する際のポイント、犯罪被害や加害時の対応要領等が掲載されている。

●安全の手引き12頁に住居やホテルの防犯対策をまとめているので、住居を選定する際に参考としてほしい。また家政婦や警備員が窃盗団を手引きする可能性もあり、彼らとは普段から声を掛けるなどして良い関係を維持して欲しい。

●同手引き17頁には、犯罪に巻き込まれた場合の対応要領をまとめている。事件・事故等に巻き込まれた場合には当館警備担当・領事担当に連絡いただきたい。当館代表電話番号は、24時間対応している。閉館時は、一旦コールセンターに繋がるので領事担当官と連絡を取りたいと説明してほしい。メールは急ぎの場合には週末は確認していないので注意してほしい。

●加害者になった場合には、対応が限定的になる。当館としても南アの法律を尊重する義務がある。ただし、南ア官憲が明らかに不正行為を起こしている場合には当館としても南ア官憲に対して申し入れする余地があるので、いずれにしてもご連絡いただきたい。なお、緊急時の電話番号は、財布の中に別途メモを入れておくなどしておくことと携帯電話がなくな

った際でも電話をかけることができる。

●同手引き 23 頁に「緊急事態対処」の要領をまとめている。本項目は特に重要であるので、読んでいない方は必ず一度は読んでほしい。また、今後着任された方にも読んでいただけるようにご協力をお願いしたい。緊急事態が発生し、事態がさらに悪化して退避が必要となった際には、外務省から海外安全情報の危険情報を発出する。

すべての連絡手段がなくなった場合には、当館より F M 放送を行う(同手引き 28 頁参照)が、南アの法令等もあるので限定的に行わざるを得ない。また、その他には、短波ラジオの N H K 国際放送もある。

一時退避先は、状況を踏まえて臨機応変に決定するのが基本で、想定されるのは、ヨハネスブルグは日本人学校、プレトリアは日本大使館を想定しているが、備蓄食料や飲料水は日本大使館でも数に限りがあり、日本人学校は食料備蓄はないので、各自でも食料を備蓄しておいてほしい。

大使館もすべての情報にアクセスできる訳でないので、緊急事態が起こりそうな予兆の情報や目撃情報があれば当館に連絡方ご協力をお願いしたい。また、在留届や「たびレジ」に登録して日本大使館からの情報を入手することができるようにしておいてほしい。

●大規模事故などの際には、領事メールを発出して、行方不明者がいる場合には行方不明者がいないかを依頼する場合もある。

## 5 質疑応答

(ダーバンでも、F M 放送を受信可能かとの質問に対して) F M 放送は法令等もあり、限定的な運用となるが、基本的にプレトリアとヨハネスブルグ(日本人学校は可)は受信可能となるが、それ以外の地域は基本的に受信できないので、短波ラジオや衛星電話等を備えることをおすすめしたい。なお、F M 放送は、車で受信できる。

(了)